

●公的年金収入がある人<申告書【キ】及び⑦>→源泉徴収票(写し可)を添付してください。

◇公的年金等の収入に係る雑所得:国民年金、厚生年金等のある人が該当します。

*遺族年金、障害年金等は「非課税収入」欄に記入してください。
(8ページ参照)

*個人年金は、【ケ】⑨欄に記入してください。
(このページの「公的年金以外の雑収入がある人」参照)

・源泉徴収票の支払金額(複数ある場合は、その合計金額)を【キ】欄に記入し、次の「公的年金等に係る雑所得の速算表」を用いて計算した結果を、【⑦】欄に記入してください。

■申告書の書き方(例)

1 収入金額等

公的年金等	キ	1,636,166
-------	---	-----------

2 所得金額

公的年金等	⑦	536,166
-------	---	---------

●公的年金等に係る雑所得の速算表

*65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)

公的年金等の収入金額c	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満	c-110万円	c-100万円	c-90万円
330万円以上410万円未満	c×75%-275,000円	c×75%-175,000円	c×75%-75,000円
410万円以上770万円未満	c×85%-685,000円	c×85%-585,000円	c×85%-485,000円
770万円以上1,000万円未満	c×95%-1,455,000円	c×95%-1,355,000円	c×95%-1,255,000円
1,000万円以上	c-1,955,000円	c-1,855,000円	c-1,755,000円

(注)円未満切捨て。計算してマイナスになる場合は所得金額は0円となります。

*65歳未満(昭和36年1月2日以後生まれ)

公的年金等の収入金額c	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	c-60万円	c-50万円	c-40万円
130万円以上410万円未満	c×75%-275,000円	c×75%-175,000円	c×75%-75,000円
410万円以上770万円未満	c×85%-685,000円	c×85%-585,000円	c×85%-485,000円
770万円以上1,000万円未満	c×95%-1,455,000円	c×95%-1,355,000円	c×95%-1,255,000円
1,000万円以上	c-1,955,000円	c-1,855,000円	c-1,755,000円

(注)円未満切捨て。計算してマイナスになる場合は所得金額は0円となります。

●公的年金以外の雑収入がある人<申告書【ク】⑧及び【ケ】⑨>

◇シルバー人材センター配分金や講演料、個人年金等のある人が該当します。

*雑(業務)がある方

・シルバー人材センターの配分金や講演料等の雑収入については、その支払金額を【ク】欄に記入し、必要経費を差し引いた所得金額を【⑧】欄に記入してください。
・申告書裏面の【9 雑所得(公的年金以外)に関する事項】の欄に内訳を記入してください。

*雑(その他)がある方

・個人年金等の、業務に該当しない雑収入については、その支払金額を【ケ】欄に記入し、必要経費を差し引いた所得金額を【⑨】欄に記入してください。
・申告書裏面の【9 雑所得(公的年金以外)に関する事項】の欄に内訳を記入してください。

■申告書の書き方(例)

1 収入金額等

業務	ク	600,000
その他	ケ	400,000

2 所得金額

業務	⑧	350,000
その他	⑨	100,000

9 雑所得(公的年金以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
業務	シルバー人材センター	600,000	250,000
その他	〇〇生命	400,000	300,000

● 利子所得がある人＜申告書【エ】及び④＞

◇ 国外の銀行等の預金の利子等のある人が該当します。

- ・ 支払金額を【エ】及び【④】欄に記入してください。
- ・ 一般的に利子所得は源泉分離課税なので申告はできません。ただし、国外の銀行等の預金の利子等、源泉徴収されないものは申告が必要です。

■ 申告書の書き方(例)

1 収入金額等			
利	子	エ	10,000
2 所得金額			
利	子	④	10,000

● 配当所得がある人＜申告書【オ】及び⑤＞

◇ 株式、出資金の配当等のある人が該当します。

- ・ 収入金額を【オ】欄に、必要経費(株式等の元本取得のために要した負債利子)を差し引いた金額を【⑤】欄に記入し、申告書裏面の【8 配当所得に関する事項】の欄に内訳を記入してください。
- ・ 特定配当等の所得については、配当金受取時に住民税分(5%)が徴収されていますので、原則申告は不要です。なお、この所得について申告する場合は、所得税の確定申告が必要です。

■ 申告書の書き方(例)

1 収入金額等			
配	当	オ	120,000
2 所得金額			
配	当	⑤	120,000
8 配当所得に関する事項			
配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額 必要経費
一般配当	〇〇銀行	令和7年11月	120,000 0

● 総合譲渡・一時所得がある人＜申告書【コ】【サ】⑪及び【シ】⑪＞

◇ 土地・建物等以外の譲渡による所得(総合課税譲渡所得)や生命保険の満期返戻金等の所得(一時所得)のある人が該当します。

- ・ 申告書裏面の【10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項】の欄に内訳を記入し、所得金額イの金額を申告書表面【コ】に、所得金額ロの金額を【サ】に、所得金額ハの金額を【シ】に、合計二の金額を申告書表面【⑪】の欄に記入してください。

※ 特別控除は、譲渡所得が短期と長期合わせて原則50万円、一時所得が原則50万円です。

■ 申告書の書き方(例)

1 収入金額等				2 所得金額			
総合譲渡	短期	コ	0	総合譲渡・一時	⑪	1,250,000	
	長期	サ	1,000,000				
一時	シ	1,500,000					
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項							
		収入金額	必要経費	差し引き金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差し引き金額－特別控除)	
総合譲渡	短期	1,000,000	800,000	200,000	500,000	イ 0	
	長期	2,000,000	700,000	1,300,000		ロ 1,000,000	
一時		3,000,000	1,000,000	2,000,000	500,000	ハ 1,500,000	
二 合計 イ＋〔(ロ＋ハ)×1/2〕						1,250,000	

● 分離課税に係る所得等がある人

- ・ 「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」の提出が必要な場合があります。詳細は市民税課までお問い合わせください。

所得が無かった方の記入欄

● 非課税収入がある人＜※所得が無かった方の記入欄・非課税収入＞

◇ 非課税収入とは遺族年金、障害年金等です。

- ・ 〈非課税収入〉欄の「非課税収入」に○印を付け、令和7年中の合計金額を記入してください。
- ・ また、該当する非課税収入の種類にチェックをつけてください。
- ・ 公的年金の収入金額欄に記入しないように、ご注意ください。

■ 申告書の書き方(例)

* 例: 令和7年中に障害年金831,700円を受給されている人

非課税収入	☐ 遺族年金 ☒ 障害年金 ☐ 児童扶養手当 ☐ 雇用保険金 ☐ その他	831,700円
-------	--	----------

● 収入がなかった人＜※所得が無かった方の記入欄・収入なし＞

- ・ 〈収入なし〉欄の「収入なし」に○印を付けてください。
- ・ どのように生活していたかについて、括弧内に記入してください。

■ 申告書の書き方(例)

収入なし	(親からの仕送り / 貯金)	で生活している。
------	------------------	----------

所得から差し引かれる金額に関する事項等の記入欄

●社会保険料控除＜申告書⑬＞→必ず支払証明書、確認書、領収書を添付してください。

◇令和7年中に支払った健康保険、後期高齢者医療、国民年金、介護保険等の保険料がある場合の控除

- ・社会保険の種類、支払った保険料を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【⑬】欄に記入してください。
- ・その合計額を「4 所得から差し引かれる金額」【⑬】欄に記入してください。

控除額＝支払保険料の全額

* 申告者本人以外の年金や給与から天引きされた保険料は控除には該当しません。

* 令和7年1月1日から同年12月31日までに納付したものが対象です。

●小規模企業共済等掛金控除＜申告書⑭＞→必ず支払証明書、領収書を添付してください。

◇令和7年中に支払った第一種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金等がある場合の控除

- ・「4 所得から差し引かれる金額」【⑭】欄に合計額を記入してください。

控除額＝支払保険料の全額

●生命保険料控除＜申告書⑮＞→必ず控除証明書を添付してください。

◇令和7年中に支払った生命保険、生命共済等の保険料がある場合の控除

- ・該当する項目を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【⑮】欄に記入してください。
- ・下の表で計算し、「O」欄の金額を「4 所得から差し引かれる金額」【⑮】欄に記入してください。
(C,D,H,I,J欄の計算で、1円未満の端数は切り上げ)

○旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)

一般の生命保険料		個人年金保険料	
A	支払った保険料 円	B	支払った保険料 円
Aの金額		Bの金額	
控除額		控除額	
C	15,000円以下	D	15,000円以下
	(Aの金額) 円		(Bの金額) 円
	15,001円～40,000円		15,001円～40,000円
	(A×50%+7,500円) 円		(B×50%+7,500円) 円
	40,001円～70,000円		40,001円～70,000円
	(A×25%+17,500円) 円		(B×25%+17,500円) 円
	70,001円以上		70,001円以上
	35,000 円		35,000 円

○新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)

一般の生命保険料		個人年金保険料		介護医療保険料	
E	支払った保険料 円	F	支払った保険料 円	G	支払った保険料 円
Eの金額		Fの金額		Gの金額	
控除額		控除額		控除額	
H	12,000円以下	I	12,000円以下	J	12,000円以下
	(Eの金額) 円		(Fの金額) 円		(Gの金額) 円
	12,001円～32,000円		12,001円～32,000円		12,001円～32,000円
	(E×50%+6,000円) 円		(F×50%+6,000円) 円		(G×50%+6,000円) 円
	32,001円～56,000円		32,001円～56,000円		32,001円～56,000円
	(E×25%+14,000円) 円		(F×25%+14,000円) 円		(G×25%+14,000円) 円
	56,001円以上		56,001円以上		56,001円以上
	28,000 円		28,000 円		28,000 円
K	C+H (最高28,000円) 円	M	D+I (最高28,000円) 円	O J+L+N 生命保険料控除(最高7万円) 円	
L	CとKのいずれか大きい方の金額 円	N	DとMのいずれか大きい方の金額 円		

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った社保険料
	国民健康保険	245,200 円
	国民年金	145,800 円
	源泉のとおりに	60,650 円
	合計	451,650 円

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	451,650
---------	---	---------

■申告書の書き方(例)

4 所得から差し引かれる金額

小規模企業共済等掛金控除	⑭	10,000
--------------	---	--------

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	90,000 円	120,000 円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	90,000 円	100,000 円
	介護医療保険料の計	
	100,000 円	

4 所得から差し引かれる金額

生命保険料控除	⑮	70,000
---------	---	--------

控除額＝左の表で保険契約の区分に応じて計算し、「O」欄にて算出された金額(上限7万円)

●地震保険料控除＜申告書⑯＞→必ず控除証明書を添付してください。

◇令和7年中に支払った地震保険料、旧長期損害保険料がある場合の控除

- ・該当する項目を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【⑯】欄に記入してください。
- ・下の表で計算し、「T」欄の金額を「4 所得から差し引かれる金額」【⑯】欄に記入してください。

(1) 令和7年中に支払った地震保険契約の保険料がある場合の控除

地震保険料		
P	支払った保険料	円
R	Pの金額	控除額
	50,000円以下	(P×0.5) 円
	50,001円以上	25,000 円

(2) 令和7年中に支払った旧長期損害保険の保険料がある場合の控除

旧長期損害保険料		
Q	支払った保険料	円
S	Qの金額	控除額
	5,000円以下	(Qの金額) 円
	5,001円～15,000円	(Q×0.5+2,500円) 円
	15,001円以上	10,000 円

(3) 上記(1)、(2)の両方を適用する場合の控除額は、地震保険料控除と長期損害保険料控除を合わせて2万5千円が限度

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項		
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計 40,000円	旧長期損害保険料の計 240,000円

4 所得から差し引かれる金額		
地震保険料控除	⑯	25,000

控除額＝左の表で保険契約の区分に応じて計算し、「T」欄にて算出された金額(上限25,000円)

T	R+S	地震保険料控除(最高25,000円) 円
---	-----	-------------------------

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当する契約については、PかQのいずれか一方でしか控除できません。

●寡婦、ひとり親控除＜申告書⑰・⑱＞

◇令和7年12月31日現在で、寡婦またはひとり親である場合の控除

- ・「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」において、【⑰】欄と【⑱】欄のいずれか該当する方にチェックを入れてください。
- ・⑰寡婦に該当する場合は、「死別」、「離婚」、「生死不明」、「未帰還」のいずれか該当するものにチェックを入れてください。
- ・下の表で計算した控除額を「4 所得から差し引かれる金額」【⑰・⑱】欄に記入してください。

本人が女性	本人合計所得		500万円以下		
	配偶関係		死別(生死不明・未帰還)	離婚	未婚のひとり親
	扶養親族	有	子 30万円	30万円	30万円
		子以外	26万円	26万円	
		無	26万円		

寡婦控除

ひとり親控除

本人が男性	本人合計所得		500万円以下		
	配偶関係		死別(生死不明・未帰還)	離婚	未婚のひとり親
	扶養親族	有	子 30万円	30万円	30万円
		子以外			
		無			

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項		
⑰～⑱ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還	⑱ ひとり親控除 ☒ ひとり親控除

4 所得から差し引かれる金額		
寡婦、ひとり親控除	⑰・⑱	300,000

控除額

- ・「寡婦控除」に該当する場合は、26万円
- ・「ひとり親控除」に該当する場合は、30万円

* 合計所得500万円超の方は、適用されません。

* 住民票の続柄に「夫(未届)」 「妻(未届)」の記載がある場合は、控除の対象外となります。

- ・扶養親族である子がいなくても、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子(※)がいる場合は、ひとり親控除に該当します。

※生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。

●勤労学生控除＜申告書⑲＞→学生証を提示してください。〔郵送時は写しを添付〕

◇あなたが学生で令和7年中の合計所得金額が85万円以下であり、自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合の控除

- ・「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【⑲】欄にチェックし、学校名を記入してください。
- ・「4 所得から差し引かれる金額」【⑲・⑳】欄へ控除額を記入してください。

控除額＝26万円

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑲ ☒ 勤労学生控除 (学校名)	〇〇大学
---	------

4 所得から差し引かれる金額		
勤労学生、障害者控除	⑲・⑳	260,000

◆あなたや同一生計配偶者、扶養親族が精神や身体に障害を持ち、令和7年12月31日までに該当する手帳等の交付を受けている場合の控除

- ・「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【⑳】欄に該当者の氏名、障害の程度等を記入してください。
- ・「4 所得から差し引かれる金額」【⑲・㉑】欄へ控除額を記入してください。

区 分	要 件	控除額
特別障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、 精神障害者保健福祉手帳1級	30万円
普通障害	障害者のうち特別障害以外の方	26万円
同居特別 障害	同一生計配偶者又は扶養親族で、特別障害者に該当し、所得者、所得者の配偶者又は所得者と同一生計のその他の親族のいずれかと同居の方	53万円

◇あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合の控除
(配偶者が事業専従者である場合該当しません)

- ・ 該当者の氏名等、必要事項を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【⑳・㉑】欄に記入してください。
- ・ 下の表で当てはまる控除額を「4 所得から差し引かれる金額」【㉑・㉒】欄に記入してください。

配偶者の合計所得金額		あなた（申告する人）の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	58万円以下	一般	33万円	22万円	11万円
		老人 (S31.1.1以前生)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円
	133万円超		控除なし		

◇令和7年12月31日(年の中で死亡した場合その死亡日)現在で、同一生計の扶養親族のうち令和7年中の合計所得金額が58万円以下の人がいる場合の控除

- ・ 該当者の氏名等、必要事項を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【⑳・㉑】欄に記入してください。
- ・ 下の表で当てはまる控除額を「4 所得から差し引かれる金額」【㉒】欄に記入してください。
- ・ 年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）は控除対象外です。市・県民税においては非課税限度額算定等に年少扶養親族の人数を使用するため、年少扶養親族の申告が必要となります。

区 分	控 除 額
同居老親等(S31.1.1以前生)	45万円
同居老親以外の老人(S31.1.1以前生)	38万円
特定(H15.1.2～H19.1.1生)	45万円
一般(H19.1.2～H22.1.1生、 上記いずれか以外のH15.1.1以前生)	33万円
16歳未満の扶養親族(H22.1.2～R7.12.31生)	なし

* 別居の扶養親族等がある場合には、申告書裏面【12 別居の扶養親族等に関する事項】にも氏名及び住所を記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑳ 障害者控除	氏名	久留米 ウメ	障害の 種類・程度	☒ 身体 ☐ 療育	☐ 精神 ☐ その他	級・判定 2
	氏名		障害の 種類・程度	☐ 身体 ☐ 療育	☐ 精神 ☐ その他	級・判定

4 所得から差し引かれる金額

勤 勞 學 生、除 障 害 者 控	⑬・⑭	530,000
----------------------	-----	---------

※65歳以上で、障害者または特別障害に準ずるものとして市区町村や福祉事務所長の認定を受けている場合も、いずれかの控除に該当します。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

②①・②② 配偶者控除・ 配偶者特別 控除・同一生計 配偶者	個人番号	8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7										☐ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)
	氏名	久留米 花子					開・大 平・令 22.6.8					配偶者の 合計所得金額 300,000

収入ではなく**所得金額**で計算してください。
給与収入から所得への換算は6ページ「給与所得の速算表」を、年金収入から所得への換算は7ページ「公的年金等に係る雑所得の速算表」を参考にしてください。

4 所得から差し引かれる金額

配偶者(特別)控除	②①・②②	380,000
-----------	-------	---------

控除額＝あなたの合計所得金額と配偶者の合計所得金額を左の表にあてはめた額

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

特定家族 特別記録 ③ 特定家族 特別記録	1	個人番号	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	控除額	万円		
		氏名	久留米 太郎										男・大 平・令	☒ 異 ☐ 別居	結婚	子	扶養区分	
		特異													特異・老人 障害・年少			
		個人番号	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	控除額	万円			
	2	氏名	久留米 ウメ										男・大 平・令	☒ 異 ☐ 別居	結婚	母	扶養区分	
		特異													特異・老人 障害・年少			
		個人番号	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	控除額	万円				
		3	氏名	久留米 桜										男・大 平・令	☒ 異 ☐ 別居	結婚	孫	扶養区分
	特異														特異・老人 障害・年少			

4 所得から差し引かれる金額

扶養控除	㉓	780,000
------	---	---------

●特定親族特別控除＜申告書②④＞

◇令和7年12月31日現在で、同一生計の19歳以上23歳未満(H15.1.2～H19.11生)の親族(※)のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の人がある場合の控除(※事業専従者である場合該当しません)

- ・該当者の氏名等、必要事項を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【②④】欄に記入してください。
- ・下の表で当てはまる控除額を「4 所得から差し引かれる金額」【②④】欄に記入してください。

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円
123万円超	控除なし

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

〈お間違いのないように…〉
所得ではなく**控除額**で計算してください。
所得から控除額への換算は左表を参考にしてください。

特定親族特別控除	4	氏名	久留米 次郎	生年	17.7.7	性別	男	扶養区分	特定・老人・年少	控除額	31万円
----------	---	----	--------	----	--------	----	---	------	----------	-----	------

4 所得から差し引かれる金額

特定親族特別控除	②④	310,000
----------	----	---------

●基礎控除＜申告書②⑤＞

◇あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合、適用される控除

- ・下の表で該当する控除額を「4 所得から差し引かれる金額」【②⑤】欄に記入してください。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	なし

■申告書の書き方(例)

4 所得から差し引かれる金額

基礎控除	②⑤	430,000
------	----	---------

●雑損控除＜申告書②⑦＞→必ず**証明書**等を添付してください。

◇令和7年中に災害や盗難等により生活用資産に損害を受けた場合の控除

- ・損害の原因等、必要事項を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【②⑦】欄に記入してください。
- ・下で計算した控除額を「4 所得から差し引かれる金額」【②⑦】欄に記入してください。

控除額＝損害金額－保険等の補てん金額－所得合計の10%

※災害の場合：災害関連支出－5万円と上記で求めた控除額のいずれか高いほうの金額

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

②⑦	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
雑損控除	火災	7. 5. 9	住宅・家財
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち災害関連支出の金額
	5,800,000円	4,800,000円	280,000円

4 所得から差し引かれる金額

雑損控除	②⑦	603,134
------	----	---------

●医療費控除＜申告書②⑧＞→必ず**医療費の明細書**、**セルフメディケーション税制の明細書**を記入のうえ、添付してください。

◇令和7年中に支払った本人および同一生計の親族の医療費やスイッチOTC医薬品の購入費がある場合の控除

- ・支払った医療費等など、必要事項を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」【②⑧】欄に記入してください。
- ・下で計算した控除額を「4 所得から差し引かれる金額」【②⑧】欄に記入してください。

(1)従来の医療費控除を受ける場合【控除限度額：200万円】

控除額＝医療費－保険等の補てん額－(所得合計の5%又は10万円のいずれか少ないほうの金額)

(2)スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)を受ける場合

【控除限度額：88,000円】

控除額＝スイッチOTC薬購入費の合計額－保険等の補てん額－12,000円

■申告書の書き方(例)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

②⑧	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
医療費控除	150,000円	

4 所得から差し引かれる金額

医療費控除	区分	②⑧	50,000
-------	----	----	--------

(ご注意) 令和3年度より、「医療費控除の明細書」の添付は、**必須**となっております(領収書のみの添付または提示は不可)。明細書の記入方法、セルフメディケーション税制による特例の詳細については、同封しております明細書の裏面をご覧ください。

●寄附金控除＜申告書裏面【13 寄附金に関する事項】欄＞→必ず**受領書**等を添付してください。

◇令和7年中に支払った都道府県、市区町村等や、福岡県共同募金、日本赤十字社福岡支部及び福岡県、久留米市が条例で指定しているものへの寄附金が2千円を超える場合の控除

- ・申告書裏面【13 寄附金に関する事項】欄中、該当する寄附金の欄に寄附額を記入してください。

■申告書の書き方(例)

13 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	10,000	円
福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡支部、都道府県、市区町村分 (特例控除対象以外)		
条例指定分	福岡県	
	久留米市	